女と男いきいきネットワーク久喜会則

(名称)

第1条 本会は、「女と男いきいきネットワーク久喜」と称する。

第2条 本会は、久喜市内において活動する女性団体及び各種グループ(以下、「団 体等」という。) 並びに個人が相互の交流、情報交換をとおして自らの力をつけ (エンパワーメントし)、豊かな地域社会づくりを目指して、男女共同参画社会の 形成に寄与することを目的とする。

(組織)

- 第3条 本会は、前条に規定する目的に賛同する団体等及び個人をもって構成する。
- 2 本会は、政治的、宗教的及び営利的活動は行わない。 (活動)
- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。
 - (1) 構成員相互の交流及び情報交換
 - (2) 講演会等の啓発活動
 - (3) 調査研究及び学習活動
 - (4) その他本会の目的を達成するために必要と認められる活動 (理事)
- 第5条 本会を構成する団体等は、構成員のうちから1人を代表者として選任する。
- 2 前項により選任された代表者及び個人は、理事として会の運営にあたる。
- 3 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 補欠員によって選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員)
- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人 (2) 副会長 2人 (3) 書記
- 2人

- (4) 会計 2人
- (5) 監事 2人

(役員の選任及び任期)

- 第7条 役員は理事の互選により選任し、総会の承認を得る。
- 2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠員によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 (役員の任務)
- 第8条 役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 書記は、本会の書記事務を行う。
 - (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
 - (5) 監事は、本会の会計監査を行う。

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、役員会及び理事会とし、会長が招集する。 (総会)
- 第10条 総会は、本会に所属する団体等の構成員及び個人をもって構成する。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、理事会の決定があるときは、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、次の事項を審議し、議決は出席者の過半数の同意をもって決する。
 - (1) 事業報告、決算に関すること。
 - (2) 事業計画、予算に関すること。
 - (3) 役員の承認に関すること。
 - (4) 会則の改正に関すること。
 - (5) その他理事会で必要と認めること。

(役員会)

- 第11条 役員会は、各役員をもって構成する。
- 2 役員会は、必要に応じて随時開催する。

(理事会)

- 第12条 理事会は、各理事をもって構成する。
- 2 理事会は、必要に応じて随時開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 総会議案に関すること。
 - (2) 役員の選出に関すること。
 - (3) 部会に関すること。
 - (4) その他会長が必要と認めること。

(経費等)

- 第13条 本会の経費は、団体等及び個人の会費、その他の収入をもって充てる。
- 2 会費は、年額1団体等2,000円、個人1,000円とし、年度当初又は入会時に納入する。年度途中の加入についても、同額とする。
- 3 退会による会費の返納は行わない。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (その他)

第15条 この会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は別に定める。

附則

- 1 会則は、平成16年3月24日から施行する。
- 2 平成16年3月31日以前に選任された理事の任期は、第5条の規定にかかわらず 平成18年3月31日までとする。
- 3 本会の設立にかかわった設立検討委員会委員は、理事として選任されない場合においても、平成16年3月31日以前に選任された理事として会の運営にあたるものとする。
- 4 会費については、平成16年度から適用する。

附 目

この会則は、平成22年5月17日から施行する